

様式第3号(第5条関係)

給水装置工事確認報告書

令和 年 月 日

小坂町長 様

指定事業者住所

事業者名

代表者名

主任技術者名

印

次の給水装置工事について、下記のとおり確認したことを報告いたします。

◎工事場所 小坂町 \_\_\_\_\_

◎申込者名 \_\_\_\_\_

◎施工期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

<確認事項> \_\_\_\_\_

- 1 給水管の埋設深度は、公衆用道路90cm以上、私道60cm以上、私有地45cm以上です。-----
- 2 給水管は、町の水道以外の水道管及び工業用水、井戸水、温泉水、排水管等の管並びに施設に直接連結していません。-----
- 3 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプには、直接連結していません。-----
- 4 建築物の給水主配管の経路は、構造物の下を避けています。-----
- 5 給水管の口径は、水の使用量に比べ著しく過大とはなっていません。-----
- 6 メーターは、水の使用量に応じた口径のものを、給水栓より低位にかつ水平に設置しています。-----
- 7 メーターの設置位置は、建築物の外でその敷地内、給水装置の取り出し分岐部分に近い位置、点検・交換作業が容易に行える場所、衛生的で損傷のおそれがない場所、冬季も検針できる場所等の各要件を満たしています。-----
- 8 メーター手前に開閉防止止水栓、メーター以降に逆止弁が設置され、同一のメーターボックス内に格納設置されています。-----
- 9 水圧試験は、17.5kg/cm<sup>2</sup>の静水圧を2分間以上加えて行っています。-----
- 10 分水栓等は、他の分水栓等から30cm以上、管端から50cm以上離して設置しています。---
- 11 サドル付分水栓は配水管に対して垂直に、弁付T字管は配水管に対して水平に設置しています。-----
- 12 器具や材料等は、すべて法令や町の基準を満たしたものを使用しています。-----
- 13